第1種施設 = 禁煙(条例 別表第1)

- (1) |幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、 特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種 学校その他これらに類するもの
- (2) ア 病院、診療所又は助産所
 - イ 薬局
 - ウ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は 柔道整復師の施術所
- (3) 劇場、映画館又は演芸場
- (4) 観覧場
- (5) ア 集会場又は公会堂
 - イ 火葬場又は納骨堂
 - ウ神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- (6) 展示場
- (7) 体育館、水泳場、ボーリング場その他の運動施設
- (8) 公衆浴場
- (9) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- (10) 銀行その他の金融機関
- |(11)||郵便事業、電気通信事業、水道事業、電気事業、ガス 事業又は熱供給事業の営業所
- (12) ア 公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いそ の他の用に供する施設
 - イ 旅客の運送の用に供する電車、自動車その他の車 両又は船舶(運行する路線又は就航する航路の起 点及び終点が県内にあるものに限る。)
- (13) 図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
- (14) 動物園、植物園、遊園地その他これらに類するもの
- (15) 老人ホーム、保育所、福祉ホーム、老人福祉センター 児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これら こ類するもの
- (16) 官公庁施設
- (17) 前各項又は別表第2の各項に掲げる公共的施設が所 在する建築物又は工作物(出入口、廊下、階段、エレ ベーター、便所その他の一般公共の用に供される区域 に限る。)

第2種施設 = 禁煙又は分煙 (条例 別表第2)

- ア飲食店
- イキャバレー、カフェー、ナイトクラブ、待合、料理店そ の他これらに類するもの
- (2) ホテル、旅館その他これらに類するもの
- アゲームセンター、カラオケボックスその他これらに 類するもの
 - イダンスホール、マージャン屋、ぱちんこ屋その他こ れらに類するもの
 - ウ 競馬場外の勝馬投票券発売所、場外車券売場、場 外勝舟投票券発売場その他これらに類するもの
- 前各項又は別表第1の(1)の項から(15)の項までに該当 しないサービス業を営む店舗
- 備考 別表第1及び別表第2に掲げる公共的施設には、風俗営業 等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規 定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗 型電話異性紹介営業を営む店舗を含みません。

特例第2種施設 = 努力義務 (条例第21条)

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第2条第1項第1号から第7号までに掲げる営業の用に
- 事業の用に供する床面積から食品の調理の用に供す る施設又は設備に係る部分を除いた部分の床面積の 合計が100平方メートル以下の飲食店
- 事業の用に供する床面積の合計が700平方メートル以 下のホテル、旅館その他これらに類する施設

適用除外認定施設 = 規制対象外 (条例第20条)

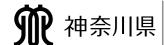
次のいずれかに該当する施設として知事が認めるもの

- 専ら特定の者のみが利用することができる第2種施設で あって、当該特定の者以外の者について受動喫煙が 生ずるおそれがないもの
- | 専らたばこ又は喫煙具の販売業を営む店舗であって、 当該店舗内において客に喫煙をさせる方法により、こ れらの商品を販売するもの

・条例に関するお問い合わせやご連絡は下記へお願いします。

P	別い合わせ・連絡先	電話番号
1-1-12	建福祉局保健医療部 心対策課	電 話: 045-210-5025 (直) F A X: 045-210-8874
平均	家保健福祉事務所	電 話: 0463-32-0130 (代) F A X: 0463-35-4025
	秦野センター	電 話: 0463-82-1428 (代) F A X: 0463-83-5872
鎌倉保健福祉事務所		電 話: 0467-24-3900 (代) F A X: 0467-24-4379
	三崎センター	電 話: 046-882-6811 (代) F A X: 046-881-7199

	問い合わせ・連絡先		電話番号	
小		日原保健福祉事務所	電 話: 0465-32-8000 (代) F A X: 0465-32-8138	
		足柄上センター	電 話: 0465-83-5111 (代) F A X: 0465-82-8408	
	茅ヶ崎保健福祉事務所 厚木保健福祉事務所		電 話: 0467-85-1171 (代) F A X: 0467-82-0501	
			電 話: 046-224-1111 (代) FAX: 046-225-4146	
		大和センター	電 話: 046-261-2948 (代) FAX: 046-261-7129	



〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県保健福祉局保健医療部がん対策課 神奈川県保健福祉局保健医療部がん対策 電話 045-210-5025 77かミリ 045-210-8874 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6955/

平成26年7月発行



神奈川県公共的施設における

受動喫煙防止条例



たばこの煙には多くの有害物質が含まれており、喫煙は、肺 や口腔・咽頭などのがん、心疾患、脳卒中などのリスクを高 め、健康への悪影響があります。

受動喫煙も、こんなに危険!

あとな:肺がん、心疾患、副鼻腔がん

子ども:肺機能の低下や中耳炎、乳幼児突然死症候群

妊産婦:早産、低体重児出生など

条例の規制内容

どのようなルール?

不特定または多数の人が出入りすることができる空間(公共的空間)を有する施設(公共的施設)において、受動喫煙を防止するためのルールを定めた条例です。

第1種施設*(禁煙)

第2種施設*(禁煙か分煙を選択)

学校、病院、劇場、映画館、 観覧場、集会場、 運動施設、公衆浴場、 物品販売店、金融機関、 公共交通機関、図書館、 社会福祉施設、官公庁施設など 飲食店、宿泊施設、ゲームセンター・ カラオケボックスなどの娯楽施設 その他のサービス業を営む店舗 (クリーニング店、不動産店、理容所、 美容所、旅行代理店、法律事務所など)

- ◆ 屋外や、特定の人しか出入りしない住居・事務室などは、対象外です。
- ◆ 施設の入口に「禁煙」、「分煙」等の表示が義務付けられています。
- ◆ 施設の利用者は誰でも、喫煙禁止区域における喫煙が禁止されています。
- ◆ 喫煙所や喫煙区域へは未成年者の立入りが禁止されています。
- ◆ 喫煙所は、すべての施設に設置が可能です。
- ◆ マージャン屋、ぱちんこ屋などの風営法対象施設、小規模な飲食店や宿 泊施設については、規制が努力義務となっています。(特例第2種施設*)
- ※施設種別の詳細については、最終面に掲載しています。

県民の皆様へ

受動喫煙の防止対策にご協力ください!

この条例では、県民の責務として、受動喫煙による健康への悪影響に関する理解を深め、他人に受動喫煙をさせないことや、受動喫煙防止対策への協力に努めていただくよう定めています。(第3条)

喫煙禁止区域では、吸わないでください!

喫煙禁止区域内では、喫煙が禁止されています。 (第8条)

保護者の皆様へ

未成年者を受動喫煙から守ってください!

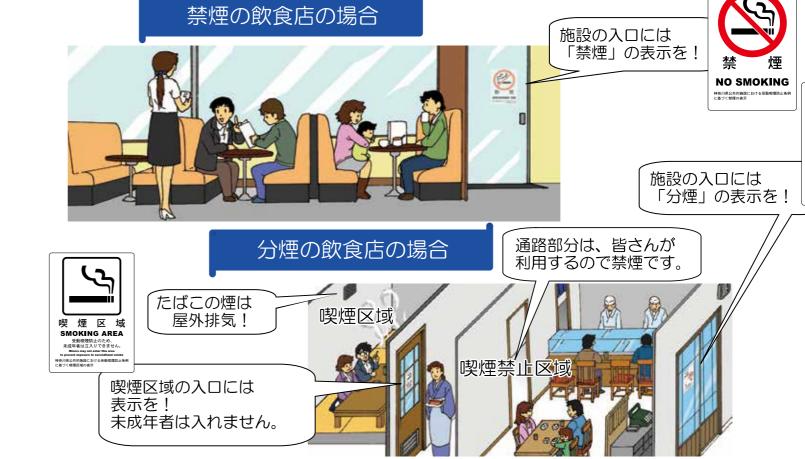
保護者の責務として、未成年者の健康に受動喫煙による悪影響が及ぶことを未然に防止するよう努めていただくことを定めています。(第4条)

未成年者を喫煙区域や喫煙所に入れないでください! 保護者は、喫煙区域及び喫煙所に、その監督保護に係る未成年者を立ち 入らせてはならないと定めています。(第13条第2項)

条例の詳細は、神奈川県のホームページでご覧ください。

かながわのたばこ





吸わない人には、 吸わせない

この条例は、受動喫煙による健康への悪影響を防止するため、公共的空間における新たなルールを定めたものです。

罰則が適用されます。

禁止区域でたばこを吸った人には2万円以下、条例で規定された義務を履行しない施設管理者に対しては5万円以下の過料(金銭を徴収する罰)が規定されています。 (第23条)

施設管理者の皆様へ

次のことを守ってください!

1 第1種施設は「禁煙」、第2種施設は「禁煙又は分煙」の措置を講じること(第9条)

施設の区分に応じて必要な措置を講じてください。 第2種施設で分煙を選択した場合には、喫煙禁止区域の面積を、公共的 空間の面積の合計のおおむね2分の1以上とするよう努めてください。

2 たばこの煙の流出を防止すること(第11条)

喫煙区域や喫煙所などで発生するたばこの煙を喫煙禁止区域に流出させないよう規則で定める基準を守ってください。 ※基準の詳細は、ホームページに掲載しています。

3 喫煙器具や設備を置かないこと(第12条)

喫煙禁止区域には、吸い殻入れ、灰皿などの器具や設備を設置しないでください。

4 未成年者を喫煙区域等へ立ち入らせないこと(第13条) 喫煙区域や喫煙所に未成年者(従業員等を除く)を立ち入らせないでく ださい。

5 違反喫煙者に注意すること(第14条)

喫煙禁止区域で喫煙している方には、喫煙の中止や退出を促してください。

6 「禁煙」 か 「分煙」 などの表示を掲示すること (第 15 条)

施設の入口に規則で定める「禁煙」や「分煙」の表示をするほか、喫煙区域や喫煙所の入口にも表示をしてください。 ※表示の詳細は、ホームページに掲載しています。

兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例

平成23年6月に県の附属機関である「健康づくり審議会」の小委員会として設置された「兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会」により、とりまとめられた「兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会報告書」を踏まえ、実効性のある受動喫煙対策として、「受動喫煙の防止等に関する条例」を制定しました(平成24年3月21日公布)。

条例の規制概要

不特定又は多数の人が出入りする空間(公共的空間^(注1))を有するすべての施設が対象。

	条例の対象とな	る施設の区分		規制内容:必要な対応 (受動喫煙防止措置)	
1	幼稚園、保育所、小	ヽ・中・高校など		敷地内・建物内すべて <mark>禁煙</mark>	
	病院・診療所、官公庁の庁舎、児童福祉 施設など		禁煙	建物内の <mark>禁煙</mark>	
	大学、専修学校、薬局など			建物内の公共的空間 ^(注 1) の <mark>禁煙</mark>	
2	劇場、映画館など		禁煙分煙時間分煙	建物内の公共的空間 ^(注 1) の • 禁煙 • 厳格な分煙 ^(注 2) • 時間分煙のいずれか	
3	宿泊施設のフロントロビ一部分 (100m ² 以下に限る) 飲食店・理容所・美容所 (客室面積 100m ² 以下に限る)		禁煙 分煙 時分煙 喫煙	建物内の公共的空間 ^(注 1) の • 禁煙 • 厳格な分煙 ^(注 2) • 時間分煙 • 喫煙のいずれか	
	宿泊施設	飲食店			
4	理容所·美容所	公共交通機関			
	物品販売店	金融機関		建物内の公共的空間(注1)の	
	公衆浴場	図書館・博物館・美 術館	禁煙分煙	禁煙厳格な分煙^(注 2)	
	運動施設	動物園∙遊園地		のいずれか	
	公園	社会福祉施設など			

- (注1)「公共的空間」には対象施設のうち次に掲げる区域は含みません。
 - 1.居室、事務室など、従業員等の特定の者が利用、又は出入りする区域 2.会議室、宴会場、個室など、特定の利用者が一時的に貸し切って利用する区域
- (注 2)「厳格な分煙」は、たばこの煙が禁煙区域へ直接流入しないよう、床面から天井まで 達する壁等で仕切り、かつ常にたばこの煙を直接屋外に排出できる設備などを備え る必要があります。

【条例の適用期日】

幼稚園・保育所、小・中・高校、 病院、官公庁の庁舎 大学・薬局など	平成 25 年 4 月 1 日(罰則規定は、平成 25 年 10 月 1 日から 適用)
劇場・映画館 宿泊施設・飲食店・理美容所 公共交通機関・物品販売店 など	平成 26 年 4 月 1 日(罰則規定は、平成 26 年 10 月 1 日から適用)

2.条例普及啓発用チラシ(A4 サイズ)

「受動喫煙の防止等に関する条例」の内容をわかりやすくするため、条例の普及啓発用チラ

シを作成しました。





3.受動喫煙防止ハンドブック

職場における受動喫煙対策の参考としていただき、それぞれの職場に 応じた対策を実施していただくため、受動喫煙対策の基礎知識などをま とめた「受動喫煙防止ハンドブック」を作成しました。

受動喫煙防止ハンドブック(PDF:8,327KB)



4.啓発用のぼり

受動喫煙防止の重要性を広く県民の方にお知らせし、受動喫煙の防止にご協力をいただくため、商店街・ショッピングセンターなどで掲示していただく啓発用のぼりを無償で配布しています。配布をご希望の場合は県受動喫煙対策室までお問い合わせください。

[サイズ]タテ 180cm×ヨコ 60cm

※啓発用のぼり(PDF:60KB)



公共施設・店舗等における喫煙環境の表示について

条例では、事業者に対し、当該施設を利用し、又は利用しようとする人の目につきやすい場所に喫煙環境(禁煙、分煙、喫煙可など)を表示することを求めています。

たばこの煙にさらされることを望まない人やたばこを吸いたい人が、店舗に入店する前にその喫煙環境を知ることができるよう、喫煙環境の表示ステッカーを店頭に貼付してください。

1.表示用ステッカー

店舗等の喫煙環境についての表示義務があります。類似の表示も可能です。



京都府受動喫煙防止憲章

- 「受動喫煙ゼロ」の京都府を目指すために -

平成24年3月京都府がん対策推進府民会議たばこ対策部会

たばこの煙には、ニコチンや種々の発がん物質、一酸化炭素、その他多種類の有害物質が含まれています。これらの有害物質は、喫煙者が吸っている煙(主流煙)だけではなく、たばこから立ち昇る煙(副流煙)にも含まれており、各種有害物質の含有量は、主流煙よりもむしろ副流煙の方が多くなっています。

そのため、本人は喫煙しなくても、室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされる「受動喫煙」により、非喫煙者の健康に悪影響を及ぼすことが問題となっています。

「受動喫煙」は、不快な症状を及ぼすだけでなく、肺がんや急性心筋梗塞などの虚血性心疾患をはじめ、子供の呼吸器疾患、歯周病のリスクの上昇など健康への影響も報告されています。さらに、流産、早産及び死産のリスクや低出生体重児の率が上昇するほか、乳幼児突然死症候群の原因となると報告されています。

このように、たばこによる健康被害は、喫煙者自身の健康問題にとどまらず、自らの意志とは関係なくたばこの煙を吸わされる周囲の全ての人々の健康問題でもあり、特に、より深刻な影響を受ける乳幼児や未成年者、妊産婦を受動喫煙の害から十分に保護する必要があります。

そうしたことから、喫煙による健康への直接的な影響について、広く府民に伝えることはもとより、特に未成年者に対して正しい知識を普及するとともに、府民の健康を守るという観点から、より一層の受動喫煙防止対策に取り組むことが必要です。

とりわけ、京都は、国内外から多くの観光客が訪れる地であることから も、誰もが受動喫煙にあうことなく安心して施設を利用できるよう、京都 らしいおもてなしの心で対応することもたいせつです。

このような状況を踏まえ、京都府では、「受動喫煙」を受ける機会をゼロにすることを目指し、「京都府における受動喫煙防止対策の推進に関する報告書」(平成22年2月)を踏まえ、啓発や調査等の取組を進めてきたところですが、今後は、本憲章に基づき、京都府がん対策推進府民会議たばこ対策部会を中心に、府民や施設管理者等の各主体がそれぞれ自主的に取り組む府民運動として、京都府全体で受動喫煙防止対策を一層推進していくものとします。

公共性の高い施設においては、建物内禁煙を実施します。

それ以外の多数の者が利用する施設においては、当面、施設の実情に応じた実効性のある受動喫煙防止対策に取り組みますが、将来的には、建物内禁煙を目指すこととします。

特に、乳幼児や未成年者、妊産婦が日常的に利用する施設においては、受動喫煙の防止に重点的に取り組みます。

また、京都は、日本有数の観光地であることから、観光客を含む全ての 人に受動喫煙防止の取組を理解していただくため、誰が見てもわかりやす い表示を推進します。

さらに、京都には多くの大学が立地しており、たばこを吸い始める年代の若者も多いことから、周囲の人への喫煙による影響等を理解してもらうための取組を大学と連携して進めます。

行政は、受動喫煙が及ぼす健康への影響や禁煙実施施設等の情報について、広く府民に周知を図ります。

禁煙実施施設は、施設利用者が受動喫煙を受けないようにするため、当該施設が禁煙である旨を表示するとともに、当面、施設の実情に応じた実効性のある受動喫煙防止対策に取り組む施設は、その内容を利用者にわかりやすく表示するよう努めます。

保健医療関係団体は、受動喫煙防止対策推進のための知識や情報を提供します。

たばこをやめたいと考えている喫煙者が、円滑に喫煙をやめることができるよう、各主体がそれぞれの立場から支援します。

喫煙者は、周囲の人々に与える健康への影響に配慮し、喫煙マナーを遵守します。

受動喫煙防止対策に関わる関係団体相互の連携を推進します。